

特任教員に関する規程（旧規程）

特任教員任用規程（新規程）

対象 : 本学の研究、教育水準の向上のために必要があると認められるときには、
(1) 本学を定年退職した者、中途退職した者または次条第2号の任期を終えた者
(2) 他大学または機関を定年退職した者または中途退職した者

対象 : 本学の研究、教育水準の向上のために特に必要があると認められるときには、
(1) 本学に6年以上勤務し、定年退職した専任教員 （「特任教員A」という。）

任用手続き
① 推薦委員会は、対象者に過去5年間の研究業績の提出を求める。
② 教務部長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に報告する。
③ 学部長・教養部長は教務部長（現在の教務委員長）および対象者と協議のうえ授業担当計画を委員会に報告する。
④ 委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する。
⑤ 当該教授会は、推薦された候補者について特任教員としての任用を決定する

任用手続き
① 推薦委員会は、対象者に過去5年間の研究業績の提出を求める。
② 教務委員長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に報告する。
③ 学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する。
④ 推薦委員会は、対象者に本学における役職歴の提出を求める。
⑤ 推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する。
⑥ 当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する。
⑦ 当該教授会の学部長は、教授会で決定された候補者について理事会にただちに報告する。
⑧ 教授会で決定された候補者について理事会の承認が得られない場合は、推薦委員会において再度審査する。

任用基準
① 過去5年間に於いて論文を2点以上公表し、研究が継続して行われていること
② 過去5年間の授業の担当および実績状況が適切であり、今後の教育活動に支障がないこと。
③ 任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少なくないこと。

任用基準
① 過去5年間に於いて専門分野における研究論文を2点以上、あるいは著書1点以上を公表し、研究が継続して行われていること。
② 過去5年間の授業の担当および実績状況が適切であり、今後の教育活動に支障がないこと。
③ 任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少なくないこと。
④ 本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められること。